

議第5号

平成25年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成25年度滋賀県の就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 9,239
	1 一般会計繰入金	9,239
2 繰越金		18,935
	1 繰越金	18,935
3 諸収入		22,226
	1 県預金利子	10
	2 貸付金元利収入	22,216
4 県債		20,800
	1 県債	20,800
歳入合計		71,200
歳出		
款	項	金額
1 農政水産業費		千円 45,249
	1 就農支援資金貸付事業費	45,249
2 公債費		22,233
	1 公債費	22,233
3 予備費		3,718
	1 予備費	3,718
歳出合計		71,200

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 20,800	普通貸借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定めるところによる。
計	20,800			